

2015年4月17日

## 金融庁に登録していない事業者とのFX取引等（バイナリーオプションを含む）の 取引停止について

昨今、金融庁に金融商品取引法上の登録（※）を受けていない事業者（以下 無登録事業者）とのFX取引等（バイナリーオプションを含む）にかかるトラブルが発生しております。

（※）日本国内居住者に対してFX取引等を行う場合、事業者（海外事業者含む）は金融庁に対して金融商品取引法上の登録が必要です。

弊社では、無登録事業者とのFX取引等を停止する場合がございますのでご了承ください。

尚、金融商品取引法上の登録有無につきましては、以下のURLよりご確認ください。

- 免許・許可・登録等を受けている事業者一覧（金融庁WEBサイト）  
<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>
- 無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について（金融庁WEBサイト）  
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>
- 悪質な投資勧誘にご注意ください！（関東財務局WEBサイト）  
<http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekntthp001000005.html>

以上